

○上乗せ分申請の為の必要事項

1. 捕獲写真

報償金上乗せの申請には、捕獲時の写真が必要となります。

捕獲者の方々は捕獲後、すみやかに捕獲個体の撮影を行ってください。

捕獲時の写真については、原則、捕獲個体＋捕獲者＋看板等と一緒に写っている写真(図1)としていますが、単独で捕獲した際などには捕獲個体と捕獲者が別々の写真でも可としています。その場合は、捕獲個体＋看板等(図2)、捕獲者＋看板等(図3)の2枚の写真が必要となります。

2. 出猟カレンダー

上乗せの申請の際には、期間中の活動日を記載したカレンダーの提出が必要となります。

3. 報償金の上乗せ分の分配方法について

複数で捕獲した場合、分配方法を記した用紙の提出が必要となります。

成獣・幼獣の区別

おおよそであります。シカ・イノシシともに、体長60cm以上を成獣として判断しております。なお、サルの場合は、体長40cm以上の個体を成獣とします。

必要な部位について

シカ・イノシシ・サルともに、「尾」になります。「尾」が破損されていた場合は、損害部位の拡大写真および代用部位として「両耳または牙」をご提出ください。

○上乗せ分申請の際の注意事項

上乗せ報償金の対象は、有害捕獲により捕獲されたシカ・イノシシ・サルです。

サルの場合は、狩猟期間中(11/15～3/31)においても有害捕獲に該当するので、有害捕獲を行う場合は、捕獲許可申請を忘れずにお願いします。県からの配分額に達した場合は、報償金の支払いをお待ちいただくこととなりますので、ご了承ください。

なお、令和6年度上乗せ報償金の対象は、令和6年12月31日までに捕獲された個体です。令和7年1月1日～3月31日の間に捕獲された個体は、令和7年度の上乗せ報償金の対象になります。加えて、町単費を令和6年、上乗せ分を令和7年に分けての支払いはできませんので、ご注意ください。

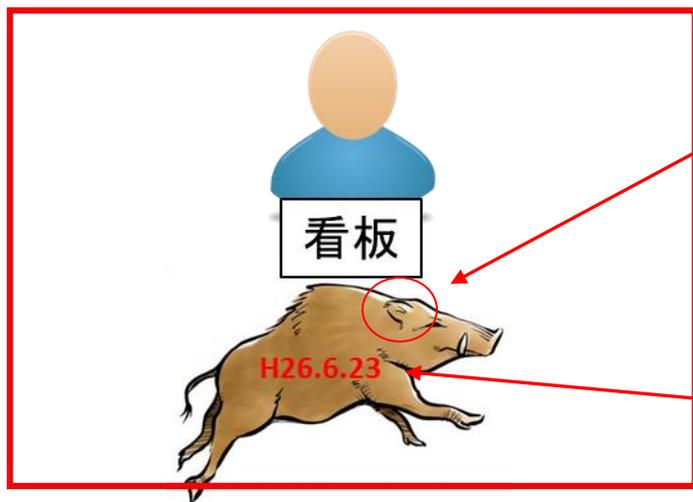
※(注) 上乗せ申請に係る捕獲写真撮影の際、サルは身体面積が小さい為、スプレー等による捕獲年月日を書くことが困難な場合があります。その場合は捕獲年月日ではなく、該当する年度の通し番号(○-1、)を書いて下さい。

(例) 1, 2頭目はR 6(4/1～12/31)。3頭目はR 7(1/1～3/31)

	捕獲日	通し番号
1頭目の捕獲	4月1日	6-1
2頭目 〃	11月15日	6-2
3頭目 〃	1月1日	7-1

サルの右側面にスプレー等で通し番号を書いてください。

○捕獲写真について



欠損がある捕獲個体については、欠損場所の拡大写真が必要です。

(例)片耳が無いイノシシ  
→頭部の拡大写真

捕獲個体の右側面に  
スプレー等で捕獲年月日を書いて下さい  
(分かりやすい色)

図 1. 捕獲個体+捕獲者+看板の一体写真



図 2. 捕獲個体+看板

図 1 のような一体写真が撮影できない場合は左記の2枚の写真が必要です

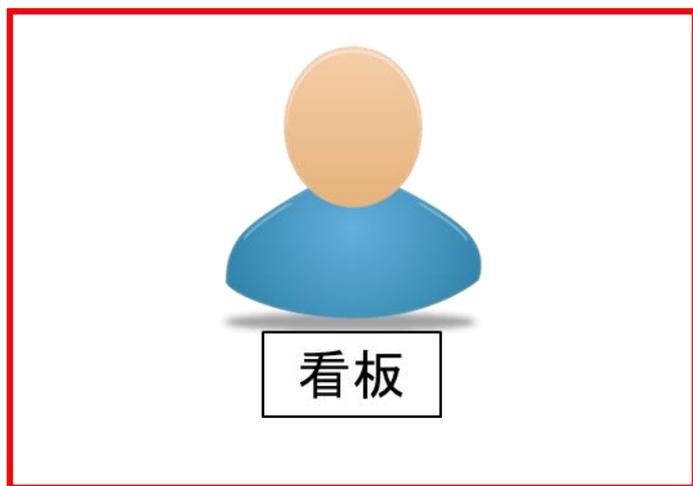


図 3. 捕獲者+看板

※撮影方法についてご不明な点がございましたら担当までご連絡ください。